

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年9月8日

木 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年9月8日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第46号

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付す。

附則に次の1項を加える。

（前払金の使途範囲の特例）

- 3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（第2条第1項の規定による前金払に係るものに限る。）であつて、平成29年3月31日までに払出しをするものについての第8条の規定の適用については、同条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県土木建築工事

費の前金払取扱規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(管理課)